

平成 23 年 6 月 22 日

## 沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領の改正について

沖縄県土木建築部長

土木建築部においては、入札契約の公正を確保するため、低入札調査基準価格の推測が容易になることがないように低入札調査基準価格の算定にあたっては、下記のとおり改正することとなりましたのでお知らせします。

### 記

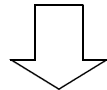
#### 1 改正の内容

(低入札価格の基準)

第 3 条 調査の手続きを開始する場合の入札価格の基準（以下「低入札調査基準価格」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査の手続きを開始する場合の入札価格の基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエまでの合計額とする。ただし、その額が予定価格の 10 分の 9 を超える場合は予定価格に 10 分の 9 を乗じた額とし、予定価格の 10 分の 7 に満たない場合は、予定価格に 10 分の 7 を乗じた額とする。

なお、算出に当たっては別表第 1 から第 5 に留意するものとする。



改正

(低入札価格の基準)

第 3 条 調査の手続きを開始する場合の入札価格の基準（以下「低入札調査基準価格」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエまでの合計額とする。ただし、工事の難易度、規模、履行期間等を考慮して合計額の 100 分の 1 の範囲内で減ることができるものとする。

なお、アからエまでの合計額が予定価格の 10 分の 9 を超える場合、低入札調査基準価格は、予定価格に 10 分の 9 を乗じた額とする。この場合においても、工事の難易度、規模、履行期間等を考慮し、算出した額（予定価格に 10 分の 9 を乗じた額）の 100 分の 1 の範囲内で減ることができるものとする。

また、アからエまでの合計額が予定価格の 10 分の 7 に満たない場合、低入札調査基準価格は、予定価格に 10 分の 7 を乗じた額とする。

さらに、算出に当たっては別表第 1 から第 5 に留意するものとする。

2 適用年月日：平成 23 年 6 月 27 日

(平成 23 年 6 月 27 日以降に入札公告する建設工事から適用する)

※詳細については、土木企画課ホームページ→入札関連情報→例規集→沖縄県土木建築部契約関係例規集→1-8 をご覧ください。